

和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る認知症等を伴う
患者受入体制支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に対する医療体制の維持を目的として、第2に規定する補助事業者が新型コロナウイルス感染症患者及び感染が疑われる者（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）の中でも認知症等を伴う患者など、特に看護の負担が大きいものに対応するための人件費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年4月1日規則第28号、以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者等)

第2 補助事業者、基準額、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率等は、別表1に定めるとおりとする。また、新型コロナウイルス感染症患者等の中でも特に看護の負担が大きい患者の基準については別表2に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1の第2欄に定める基準額と、第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 交付申請額が変更となったときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) この補助金に係る対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (3) 交付を受けた補助金については、患者に対応した医療従事者の人件費に使用すること。
- (4) 交付を受けた補助金をその交付の目的に反して使用してはならない。

(交付申請書の様式等)

第5 規則第4条に規定する申請書は、和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る認知症等を伴う患者受入体制支援事業補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、そのほか必要書類を知事が別に定める日までに提出するものとする。

(交付の決定)

- 第6 知事は、第5の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは 補助金の交付を決定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。
- 2 第1項の交付決定をもって、補助金の額を確定したものとみなし、補助金を交付する。規則第13条の規定による実績報告は、規則第4条の規定による交付申請をもって報告されたものとみなす。
- 3 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

- 第9 規則第8条第1項の規定による交付申請の取下げは、和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る認知症等を伴う患者受入体制支援事業補助金交付申請取下書(第2号様式)を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に提出して行うものとする。
- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(関係書類の保管)

- 第10 申請者は、補助事業に関する帳簿を備え、関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(立ち入り検査等)

- 第11 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、補助事業者に対して、報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(申請書等の提出部数)

- 第12 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1部とする。

(その他)

- 第13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、令和3年3月9日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。